名寄市消費生活センター情報(28-10)

平成28年8月1日

名寄市消費生活センター

携帯電話のショートメッセージサービスを用いて有料動画の未払料金を支払わせようとする

ユー ネクスト 「株式会社 U-NEXT」に関する注意喚起! — 消費者庁 —

消費者庁が調査したところ、実在する動画配信サービスの提供等を行う事業者「株式会社 ユー・ネクスト」の名をかたり、架空請求を行う事業者(以下、「偽ユーネクスト」)について 注意喚起を行なっておりますのでお知らせします。

※同名または類似名の事業者と間違えないようご注意ください

勧誘の手口

- 1. 偽ユーネクストは、携帯電話に「有料コンテンツ利用料の未払いが生じている、本日中に連絡がなければ法的措置に移行する」などと記載したSMS(ショートメッセージサービス)を送り付けてきます。
- 2. 本件SMSを見て不安を抱き連絡をしてきた消費者に対して、偽ユーネクストは、実在する動画配信サービス事業者「U-NEXT(ユーネクスト)」の名をかたり、未払料金の名目で金銭を支払わせようとし、支払方法は、大手通信サイトのギフトカードをコンビニで購入し、ギフトカードの番号を連絡するよう指示してきます。
- 4. 偽ユーネクストはその後、別会社の有料動画サイトでも 未払料金が生じているなどとして更に支払いを求めてきます。

消費者へのアドバイス

- 詐欺的な行為を行う事業者が、実在する事業者をかたる場合があるので話の内容 をよく確認しましょう。
- 身に覚えがなければ、記載された電話番号には絶対に電話をしないでください。
- 事業者からコンビニで大手通販サイトのギフトカードを購入してそのカード番号を連絡するよう求めるのは典型的な詐欺の手口です。
- ご心配な時は、消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL·FAX/ 01654-2-3575 ◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日